



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 日 伝
代表者名 代表取締役社長 西 木 利 彦
(コード番号：9902 東証第一部)
問合せ先 常 務 取 締 役 西 木 利 博
TEL (06)6746-5700

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 6 月 21 日開催予定の第 55 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 2 条について、当社関係会社を含めた今後の事業展開に備えるため、変更案のとおり事業目的の追加を行い、あわせて所要の変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が施行され、電子公告制度が導入されたことに伴い、より効果的かつ経済的な情報開示方法である電子公告にて行う方法に変更し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合における予備的な公告方法を定めるため、現行定款第 4 条につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当会社が設置する機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨を明確に定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。

株式に係る株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株式について行使できる権利を明確に定めるため、変更案第 10 条(単元未満株式の権利)を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットを利用して開示することにより株主の皆様になし提供できるようにするため、変更案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会決議を書面または電磁的方法により行うことができるよう変更案第 25 条（取締役会の決議方法等）を新設するものであります。会社法第 426 条の規定に従い、取締役および監査役が期待される役割を果たし、積極的な意思決定を可能にするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内での取締役および監査役の責任免除規定である変更案第 28 条（取締役の責任免除）第 1 項、第 36 条（監査役の責任免除）第 1 項を新設し、会社法第 427 条の規定に従い、社外取締役および社外監査役として優秀な人材の招聘を容易にするため社外取締役および社外監査役の責任限定契約の締結に関する規定変更案第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項、第 36 条（監査役の責任免除）第 2 項を新設するものであります。

なお、変更案第 28 条、第 36 条の新設に関する議案について、各監査役全員の同意を得ております。

その他、会社法施行に伴う定款の規定の加除、修正および移設ならびに会社法の条文に合わせた用語の変更等を行うものであります。

（４）上記の他、定款全般にわたり、構成の整理、字句の整備および条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 21 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 21 日（水曜日）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社日伝と称し、英文では、NICHIDEN Corporation と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . 下記物品に関する売買、輸出入、代理および仲立の事業 動力伝導装置および関連部品 油・空圧機器、電気自動制御機器および関連機器とそのソフトウェア 産業用ロボット、荷役運搬、搬送機器および装置 金属加工機械、工作機械、機械工具 事務用機械器具、包装荷造機械器具、健康機械器具 ゴム、プラスチック、合成樹脂等の工業用材料 以上の物品の部分品、取付具、および附属品</p> <p>2 . 前各号関連の機械の設計および設置工事の請負、監理</p> <p>3 . 倉庫業</p> <p>4 . 損害保険代理業、生命保険募集に関する業務</p> <p>5 . 不動産の売買、管理、賃貸および仲介</p> <p>6 . 有価証券の保有および運用</p> <p>(新設)</p> <p><u>7 . 前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は本店を大阪市におく。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 .</p> <p>2 .</p> <p>3 .</p> <p>4 .</p> <p>5 .</p> <p>6 .</p> <p><u>7 . 労働者派遣業務</u></p> <p>8 . (現行どおり)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数および株式の消却)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は 6,300 万株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、それに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、6,300万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>法令により定款をもってしても制限することができない権利</u></p> <p>2. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によりこれを選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。) および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きおよびその手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は毎年 3 月 31 日現在における株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) をもって、その決算期の定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、本定款に別段の定めあるものを除き、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日設けることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要があるとき、これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に差出さなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 16 条 取締役の員数は 15 名以内とする。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>3 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役ならびに相談役および顧問)</p> <p>第 19 条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>2 取締役会の決議をもって相談役および顧問をおくことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 取締役会は、その決議をもって相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 23 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 24 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 25 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 26 条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 27 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第 28 条 当社の<u>営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 29 条 <u>利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 31 条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 当社の<u>事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 38 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 40 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>